

栃木県小規模林地開発指導実施要領

(平成13年11月14日制定)

第1 目的

この要領は、森林法（昭和26年6月26日法律第249号。以下「法」という。）に定める林地開発許可制度の趣旨に基づき、法第10条の8第1項に定める伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採届出書」という。）による1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha）以下の小規模林地開発行為の調査及び指導を実施し、もって林地開発許可制度の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

第2 市町村の行う調査及び指導等

市町村（栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年条例第31号）に基づき法第10条の2第1項の規定による許可の権限を処理する市町村を除く。以下同じ。）の長は、提出された伐採届出書のうち、伐採後において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されるもの（以下「林地転用届」という。）を受理した場合は、次の調査及び指導等を行うものとする。

なお、提出された林地転用届の記載事項について、不明な点等がある場合は、必要に応じて、林地転用届を提出した者（以下「届出者」という。）に対して関係資料の提出等を求めることができるものとする。

1. 林地転用届の受理に際し、届出者に対し、次の事項を指導すること。

(1) 転用行為が終了した場合は、速やかに林地転用完了届（様式第1号）を市町村の長に提出すること。

(2) 転用にかかる面積が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha）を超える場合、林地開発許可が必要であること。

特に、人格・時期・実施個所等の相違にかかわらず、開発行為に一体性があり、その規模が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha）を超える場合は、林地開発許可が必要であること。

2. 林地転用届の写しを速やかに所管する環境森林事務所又は森林管理事務所の長（以下「所長」という。）に送付すること。

3. 林地転用届に基づき、小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表（様式第2号）を作成すること。作成した小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表を所長に送付すること。

4. 林地転用届の記載事項について確認を行い、必要に応じて現地調査を行うこと。

5. 林地転用完了届の写しを速やかに所長に送付すること。

第3 県の行う調査及び指導等

所長は、次の調査及び指導等を行うものとする。

1. 市町村の長より送付された林地転用届の写しに基づき、小規模林地開発位置図及び小規模林地開発一覧表（様式第2号）を整理すること。
2. 林地転用届の写し受理後、必要と認められるときは、次の事項について現地調査を行い、その結果は小規模林地開発実態調査表（様式第3号）に記録すること。
 - (1) 転用の目的、位置及び面積
 - (2) 開発時の地況及び林況、開発行為完了時の状況
 - (3) 防災施設等の内容
 - (4) 森林の残置、緑地造成の状況
 - (5) その他必要な事項
3. 別紙の基準に基づき、林地転用届による転用行為が周囲の林地転用行為と一体性があり、この一体の転用行為の規模が1ha（太陽光発電設備の設置を目的とするものにあつては0.5ha）を超えると判断される場合は、届出者又は当該転用行為を行う者に対して迅速に適切な措置をとるよう指導すること。
4. 林地転用完了届の写しの受理後、必要と認められるときは現地確認を行い、完了を確認すること。

第4 指導を適切に行うために必要な情報の提供

所長は、林地転用届の写し受理後、その転用の区域が林地開発許可権限を有する市町村の区域と近接（概ね60m未満をいう。以下同じ。）しているときには、当該市町村の長にその写しを送付するものとする。それ以外の場合であつて、転用の区域が他の環境森林事務所又は森林管理事務所が所管する区域と近接しているときには、当該所長にその写しを送付するものとする。

第5 管理

所長は、林地転用届の写し及び林地転用完了届の写しに加えて、小規模林地開発位置図、小規模林地開発実態調査表及び小規模林地開発一覧表を林地転用完了届提出日から3年間保管するものとする。

第6 報告

所長は、第3の1及び2に基づく小規模林地開発位置図、小規模林地開発一覧表及び小規模林地開発実態調査表を毎年度半期毎にとりまとめて、上半期分を10月31日、下半期分を4月30日までに環境森林部長に報告するものとする。

第7 雑則

この要領に定めるほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

附 則

1. この要領は、平成13年11月14日から適用する。

附 則

2. 栃木県小規模林地開発実態調査実施要領は、廃止する。

附 則

3. この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

4. この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

5. この要領は、平成24年11月15日から適用する

附 則

6. この要領は、平成30年4月1日から適用する。ただし、改正後の第6の規定に係る環境
森林部長への報告については、平成30年度上半期分から適用する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

小規模林地開発の一体性の判断基準

栃木県小規模林地開発指導実施要領第3に規定する一体性の判断については、本基準によるものとする。

次の判断基準の全てに該当する場合は、一体として扱うこととする。

- (1) 従前の開発行為の完了時から3年未満であること。
- (2) 近接距離が60m未満であること。
- (3) 土地所有者と開発行為者のいずれかに同一性があること。
- (4) 同一集水区域にあること。

ただし、従前の開発行為の完了時から3年以上経過している場合であっても、一つのプロジェクト又は全体計画の一部であることが明らかな場合は、一体とみなす。

※1 「従前の開発行為の完了時から3年」とは

- (1) 林野庁の見解として3年程度を経過していれば、実施時期が著しくかけ離れているとしていること。
- (2) 通常、地盤が安定する期間であること。

※2 「近接距離60m」とは、林地開発許可の要件として、周辺部に30mの残置森林又は造成森林を配置することとしていることから、60m以上の距離があればそれぞれ別の開発とみなせること。

※3 「土地所有者、開発行為者の同一性」とは

- (1) 取締役等の役員がもう一方の開発行為者の会社役員を兼ねている場合
- (2) 親族関係にある複数の者の行う開発行為である場合
- (3) 数人が共同の意思（計画の共同性が認められる）を持ち開発行為を行う場合

※4 「同一集水区域」とは、開発地の全てを内包する最小単位の分水嶺に囲まれた区域であること。

市町村長 様

届出者：住所

氏名

伐採及び伐採後の造林届出書による林地転用完了届

年 月 日付けで提出しました林地の転用を目的とした伐採及び伐採後の造林届出書に関する転用行為が完了しましたので届出ます。

記

1. 転用の目的

2. 転用した森林の所在地

_____市町村_____大字_____字_____番地 _____ ha

_____市町村_____大字_____字_____番地 _____ ha

_____市町村_____大字_____字_____番地 _____ ha

_____市町村_____大字_____字_____番地 _____ ha

_____市町村_____大字_____字_____番地 _____ ha

_____ (合計) _____ ha

3. 転用完了年月日

年 月 日

注) 完了確認から3年間保存のこと。

注) 位置図を添付すること。

小規模林地開発一覧表

(年度 上半期・下半期)

整理番号	転用届受理 年 月 日	届出者住所・氏名	森 林 の 所 在	転用目的	林 小 班	事業区域 面積	伐採面積	転用面積	完了届受理 年 月 日	転用完了確 認年月日
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		
						ha	ha	ha		

注1) 県が作成する場合は、市町村単位で別様とすること。
 注2) 整理番号は小規模林地開発実態調査表の整理番号と一致させること。

小規模林地開発実態調査表

整理番号	—
------	---

1 転用届出内容

届出書受理年月日	年 月 日				
届出者の住所・氏名					
転用に係る森林の所在					
転用の目的					
区域面積	ha	伐採面積	ha	転用面積	ha
転用完了届受理年月日	年 月 日				
転用完了確認年月日	年 月 日				

2 実態調査

調査年月日	・	・	・	・
土地の傾斜		湧水の有無	有・無	
周囲の森林の状況				
完了時の状況				
その他				

3 指導状況

注) 1. 整理番号は小規模林地開発一覧表の整理番号と一致させること。